

最高裁秘書第219号

令和3年2月1日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和3年1月25日に答申（令和2年度（情）答申第31号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和2年度（情）諮問第1号

諮問日：令和2年6月11日（令和2年度（情）諮問第1号）

答申日：令和3年1月25日（令和2年度（情）答申第31号）

件名：東京地方裁判所における常置委員等の選挙開票結果の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「令和2年度の常置委員及び所長代行者の選挙結果が記載された通知文書」及び「令和2年度常置委員及び所長代行者選挙開票結果」の開示の申出に対し、東京地方裁判所長が、別紙記載の各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京地方裁判所長が令和2年2月26日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 平成29年度ないし平成31年度における同趣旨の文書については、得票数及び氏名が開示された状態で、インターネットで公表されているにもかかわらず、特段の弊害が発生していないと思われることからすれば、得票数及び氏名は不開示情報に該当しないといえる。
- 2 得票数及び氏名が開示された状態で、インターネットで公表されている平成29年度ないし平成31年度における同趣旨の文書は、裁判所が組織として公にしたものである。そのため、得票数及び氏名は慣行として公にすることが予定されている情報であるといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

別紙記載2及び3の各文書の各別紙に記載されている「当」、「次①」等の文字、得票数及び氏名は各人ごとに一体として行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に定める個人識別情報に相当する。

これらの情報のうち、別紙記載1の文書の別紙に選挙結果として記載されている裁判官の氏名及び当選等の事実については慣行として公にすることが予定されている情報に該当するといえるが、各人の得票数及び同文書の別紙に記載されていない裁判官の氏名は慣行として公にすることが予定されている情報とはいえないことから、法5条1号ただし書イには相当しない。また、法5条1号ただし書ロ及びハにも相当しない。

なお、苦情申出人は、平成29年度から平成31年度までにおける同趣旨の文書については、得票数及び氏名が開示された状態でインターネットで公表されているなどと主張するが、対象文書は裁判所が組織として公にしているものではなく、上記苦情申出人の主張は開示等の判断を左右するものではない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------------|
| ① 令和2年6月11日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ 同月22日 | 苦情申出人から意見書及び資料を收受 |
| ④ 同年11月20日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同年12月18日 | 審議 |
| ⑥ 令和3年1月22日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

- 1 見分の結果によれば、本件対象文書は、東京地方裁判所における令和2年度の常置委員及び所長代行者の選挙結果に関する文書であり、このうち原判断に

において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）は、別紙記載 2 及び 3 の各文書のうち、選挙管理人の署名及び印影のほか、上記選挙の開票結果中、得票者全員に係る得票数欄の記載並びに当選者及び次点者以外の得票者（以下「落選者」という。）に係る氏名欄の記載であることが認められる。

本件不開示部分のうち選挙管理人の署名及び印影は、法 5 条 1 号に規定する個人識別情報に相当すると認められ、同号ただし書イからハマまでに掲げる情報に相当するような事情は認められない。

また、別紙記載 2 及び 3 の各文書のうち上記選挙の開票結果の記載は、各行ごとに法 5 条 1 号に規定する個人識別情報に相当すると認められる。そして、本件不開示部分のうち得票者全員に係る得票数欄の記載について、その情報の性格を踏まえて検討するならば、当該情報が法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（同号ただし書イ）に相当するような事情は認められない。また、本件不開示部分のうち落選者に係る氏名欄の記載について、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、当該落選者が常置委員又は所長代行者となる資格を有することはないことが認められるから、当該記載についても法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（同号ただし書イ）に相当するような事情は認められない。さらに、これらの情報が同号ただし書ロ及びハに掲げる情報に相当するような事情も認められない。加えて、氏名が開示されている当選人及び次点者に係る得票数欄の記載については取扱要綱記第 3 の 2 に定める部分開示の余地がなく、氏名が開示されていない落選者に関する得票数欄の記載については公にすることにより当該落選者の権利利益を害するおそれがあるといえるため、取扱要綱記第 3 に定める部分開示をすることは相当でない。

したがって、本件不開示部分は、法 5 条 1 号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 苦情申出人は、平成 29 年度から平成 31 年度までの同趣旨の文書について

は、得票数及び氏名が開示された状態でインターネットで公表されており、当該文書は裁判所が組織として公にしたものであるから、得票数及び氏名は慣行として公にすることが予定されている情報であるといえる旨主張する。

しかしながら、同種の情報が過去に公にされたことがあるとしても、それが個別の事案にとどまるものである限り、慣行として公にすることが予定されている情報であるとはいえないと解される。最高裁判所事務総長の上記説明によれば、本件対象文書については裁判所として公表していないとのことであって、このことも踏まえるならば、仮に平成29年度から平成31年度までに関しては得票数及び落選者の氏名が開示されていたとしても、本件対象文書中の同種の情報について慣行として公にすることが予定されている情報に当たるとはいえず、上記1の判断を左右するものではない。

- 3 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委員 長 戸 雅子

別紙

- 1 令和元年12月18日付け常置委員及び所長代行者選挙長東京地方裁判所長
通知「令和2年度の常置委員及び所長代行者の選挙結果について」
- 2 令和元年12月6日付け常置委員及び所長代行者の選挙（民事）の結果につ
いて（報告）
- 3 令和元年12月6日付け常置委員及び所長代行者の選挙（刑事）の結果につ
いて（報告）